

## 採点基準表

審査項目	評価項目	配点	評価基準					採点欄
			特に良い	良い	普通	やや劣る	劣る	
1 企画提案書の内容	① 基本的な実施方針	5	5	4	3	2	1	
	② 家電の省エネ化推進にかかる調査	10	10	8	6	4	2	
	③ 家電の省エネ化買換え促進	10	10	8	6	4	2	
	④ 移動輸送の共同化促進についての勉強会	10	10	8	6	4	2	
	⑤ 移動輸送の共同化促進の広報	10	10	8	6	4	2	
2 業務の実施体制	① 実施体制	5	右記の方法による					
	② 管理責任者の主な実績	5	右記の方法による					
	③ 担当者の主な実績	5	右記の方法による					
3 業務の進行管理	① 全体及び個別作業の管理	10	10	8	6	4	2	
4 プレゼン内容	① 提案の内容を分かりやすく伝えている	5	5	4	3	2	1	
	② 質問内容に具体的な回答をしている	5	5	4	3	2	1	
	③ ニセコ町の現状と課題を的確に認識している	5	5	4	3	2	1	
	④ 積極的な姿勢が示されている	5	5	4	3	2	1	
5 見積書	① 見積金額の妥当性	10	右記の方法による					
合計点		100						

注:各委員の1事業者当たりの評価項目の合計点は100点満点となります。各委員は事業者毎に各評価項目を評価し採点します。

各委員の採点終了後、担当部局で各委員の採点を合計し、事業者毎の総合得点を算出します。

注:要領10 1次審査(書類審査)における③提案内容が不十分であった場合は「1企画提案書の内容」の総合得点が22点以下の場合を指す。

### 2 業務の実施体制

○担当者1人につき1点(3点満点) 連絡調整を行う事務所が後志管内にあれば2点、後志管内以外にあれば1点

○管理責任者における実績1件につき1点(5点満点)

○担当者における実績1件につき1点(5点満点)

### 5 見積書

○適正な価格の審査を行うため、見積基準額4,049,100円(事業費限度額の90%)を設ける。

○見積基準額と同額の見積りを行った者は、最高点の10点とする。

○事業費限度額を超える金額で見積りを行った者は失格とする。

○見積基準額(A)を下回る見積りを行った場合

当該見積額(B)を見積基準額(A)で除した補正率(小数点以下3位未満切捨て)を算出し、「見積書」の最高点である10点に当該補正率を乗じて算出(小数点以下2位未満切捨て)する。  

$$\text{得点} = (\text{見積額(B)} \div \text{見積基準額(A)}) \times 10\text{点}$$

○見積基準額(A)を上回る見積りを行った場合

見積基準額(A)を当該見積額(B)で除した補正率(小数点以下3位未満切捨て)を算出し、「見積書」の最高点である10点に当該補正率を乗じて算出(小数点以下2位未満切捨て)する。  

$$\text{得点} = (\text{見積基準額(A)} \div \text{見積額(B)}) \times 10\text{点}$$

※見積額、見積基準額は消費税及び地方消費税を含む。

### 《見積額の採点例》

事業費限度額 4,499,000円

見積基準額 4,049,100円(A)

見積者	見積額(B)	補正率	採点	備考
ア	4,049,100	0.98	9.8	(B)÷(A)
イ	4,000,000	0.94	9.4	(A)÷(B)
ウ				

見積基準額(A)	配点
4,049,100	10
見積額(B)	補正率(B)÷(A)
4,000,000	0.98
	<b>採点 9.8</b>

→見積基準額(A)を下回る「ア」のパターン

見積基準額(A)	配点
4,049,100	10
見積額(B)	補正率(A)÷(B)
4,300,000	0.94
	<b>採点 9.4</b>

→見積基準額(A)を上回る「イ」のパターン